

諮問日：令和元年10月30日（令和元年度（情）諮問第27号）

答申日：令和2年9月24日（令和2年度（情）答申第16号）

件名：期日指定の際に一方当事者のみの都合を勘案することが平等権の侵害に該当しないという法的根拠等の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、福岡高等裁判所長官が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、福岡高等裁判所長官が令和元年8月30日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

作成又は取得していないことにより不開示とすることが可能であれば、国民の情報公開による知る権利を侵害することができることとなり、法的根拠がなく公務員が業務を遂行することが公務員の職権乱用に該当する。また、そもそも作成又は取得する必要があるものをしていない行為自体が公務員の信用失墜行為になり、懲罰の対象となる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 別紙記載1の文書については、期日指定に関する事項は民事訴訟法93条等において規定されているが、申出人が求めるような法的根拠が記載された文書については、司法行政事務の遂行上必要がないことから、作成又は取得していない。

2 別紙記載2の文書については、裁判官及び裁判所事務官の行為が、裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（以下「対応要領」という。）で定める障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に反するおそれがある場合の対応方法が記載された文書の開示を求めているものと解される。

対応要領には、裁判所職員の監督者において、障害者等から不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に対する相談等があった場合には迅速に状況を確認すること、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処すること等が定められているところ、各裁判所において、対応要領以外に対応要領に抵触するおそれがある場合を想定した文書を作成又は取得することが当然に予定されているものではない。したがって、福岡高等裁判所において対象文書を作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------------|
| ① | 令和元年10月30日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和2年8月21日 | 審議 |
| ④ | 同年9月18日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 別紙記載1の文書について

民事訴訟法は、期日の指定に関して、93条1項において、「期日は、申立てにより又は職権で、裁判長が指定する」と規定しているが、別紙記載1の事項に係る規定はなく、別紙記載1の文書として記載された内容も踏まえて検討すれば、同文書については司法行政事務の遂行上必要がないことから作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、福岡高等裁判所において、別紙記載1の文書を保有してい

ることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、福岡高等裁判所において別紙記載1の文書を保有していないと認められる。

2 別紙記載2の文書について

対応要領は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略）の趣旨を踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（略）に即して、法第7条に規定する事項に関し、裁判所の職員が適切に対応するために必要な事項を定めること」（対応要領の1）を目的として、不当な差別的取扱いの禁止（同4）、合理的配慮の提供（同5）のほか、監督者の責務として、「障害者、その家族又はその他の関係者（略）から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合には、迅速に状況を確認すること」（同6の(1)のイ）、「監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない」（同6の(2)）ことなどが定められているが、対応要領には、別紙記載2の事項について、各裁判所において司法行政文書を作成し又は取得することを予定した記載はない。そして、当委員会庶務を通じて確認したところ、本件開示の申出を受けた探索の結果、福岡高等裁判所において、別紙記載2の文書に該当する文書は存在しなかったことが認められる。これらを踏まえて検討すれば、福岡高等裁判所において別紙記載2の文書を作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、福岡高等裁判所において、別紙記載2の文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、福岡高等裁判所において別紙記載2の文書を保有していないと認められる。

3 原判断の妥当性について

以上のとおり、原判断については、福岡高等裁判所において本件開示申出文

書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長 戸 雅子

別紙

- 1 期日を決定する際に片方の当事者のみの都合を勘案して決定することが平等権の侵害に該当しないという法的根拠
- 2 裁判官及び裁判所事務官が障害者差別解消法及び裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に抵触する恐れがある場合の対応方法